

令和2年5月定例総会

令和2年5月7日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

令和2年度第1回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年5月7日(木) 午前10時～10時45分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3. 出席委員 (6人)

会長	5番	中山 巖
職務代理	2番	岡崎 直正
	1番	黒原 一寿
	3番	山本 美加
推進委員	2番	池田 克彦
	3番	横山 保幸

4. 欠席委員 (7人)

4番	橘 なぎさ
1番	岡田 弘重
4番	宮上 昌三
5番	上野 清吉
6番	弘田 好希
7番	田邊 昌一
8番	池 俊伸

5. 議事日程

議案第1号 非農地証明の審議について
議案第2号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約について
議案第3号 農用地利用配分計画(案)について意見聴取について
議案第4号 農地法第4条の申請による意見の審議について
議案第5号 その他の件について
①非農地証明の報告について
②新型コロナウイルスによる各種会合の中止について
③小学生が野菜作りで地域をつなぐ事業スケジュール(案)について
④次回開催日

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	岡田 哲治
事務局員	細川 美佐
農林水産課農業係長	出口 直人
農林水産課農業係	田邊 元寛

会議の概要

議長
(中山会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、5月定例総会を開催いたします。
なお、この会議は新型コロナウイルスの対策として、必要最小限の人員で開催し、消毒、マスク、換気、密集対策を行った上実施しますので、ご理解ご協力をお願いします。

この際、本日の遅刻・欠席について、報告をします。
本日は橘委員が欠席という連絡がありました。

それでは、議事に移ります。本日の議題は、
議案第1号 非農地証明の審議について 3件
議案第2号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約について 2件
議案第3号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取について 2件
議案第4号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について
議案第5号 その他の件について
以上の審議についてお願いいたします。

なお、本日の議事録署名人として
2番 岡崎 委員
3番 山本 委員 の2名を指名します。

議長
(中山会長)

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

それでは、**議案第1号** の審議をおこないますが、複数の審議となりますので、個別に決議を求めるものといたします。

議案第1号 非農地証明の審議について①
担当者の説明を求めます。

事務局
(岡田)

はい、議案書1ページをご覧ください。申請人が記載のとおりでございます。
場所です。足摺岬の記載のとおりでございます。地目が畑、面積が416㎡でございます。

申請地は、妹から平成元年に贈与により所得したが、体調を崩して平成2年から耕作放棄地となっているようなもので、現在に至っております。

位置図は下に記載のとおり、民宿西田の右側のカーブのところとなっております。
写真が小さくて申し訳ありませんが、2枚ありまして、すでに畑というには、ほど遠い雑木が生えているような状態となっております。

池田委員と行っておりますので、報告します。

議長 (中山会長)	ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。
池田委員	先月の4月9日に事務局と現地の確認に行ってきた。現地は、県道より伊佐漁港に3・400mのところだと思いますが、雑草とか雑木が生繁って、農地に復旧はちょっと困難だと思います。審議のほど、よろしく願います。
議長 (中山会長)	以上で議案についての説明が終わりました。本件について質疑、意見のある方は挙手のうえお願いします。
	何かありますか。
	何かありませんか。
委員	ありません。
議長 (中山会長)	ないようですので、これより採決に移ります。
	議案第1号 非農地証明の審議について①
	議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	挙手全員。本件は議案のとおり承認いたします。
	続いて
	議案第1号 非農地証明の審議について②
	担当者の説明を求めます。
事務局 (岡田)	はい、議案書2ページをご覧ください。
	まず、下の位置図の写真の確認をさせてください。中浜の橋がありますが、大きな橋の松尾寄りの、松尾に向かって左側の部分が申請地となります。横の写真で確認していただきたいと思いますが、すでに雑木が生えているような状態です。
	申請人は記載のとおりでございます。大字が中浜、筆数が3筆ありまして、すべて地目は畑、合計面積が807㎡となっております。
	昭和59年12月に相続により所得したが、所得後一度も耕作しなかったため、現在の状況に至る。という報告を受けております。池田委員と現地確認に行っております。
議長 (中山会長)	ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。
池田委員	先月の4月16日に事務局と現地の確認に行ってきた。中浜大橋を渡ってすぐ左のところ、写真で見ても分かりますように、写真の奥の方まで雑木が生え

て、とても農地に復旧するのは、もう、無理やなと思いました。審議のほどよろしく
お願いします。

議長
(中山会長) 以上で議案についての説明が終わりました。本件について質疑、意見のある方
は挙手のうえお願いします。

何かありませんか。

委員
ありません。

議長
(中山会長) ないようですので、採決に移ります。
議案第1号 非農地証明について②
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員。本件は議案のとおり承認いたします。

続いて
議案第1号 非農地証明③について
担当者の説明を求めます。

事務局
(岡田) はい、3ページ・4ページをご覧ください。
すみません、先程説明が抜けておりました。4ページの方ですが、切図のところで
説明をしますと、先程議決いただいた、山林となる黄色い部分が先程の橋を渡っ
た左側の土地となります。真ん中の茶色い部分が道路のところでございます。
それでは、議案の③について説明いたします。
申請人は、記載のとおり、中浜でございまして、地目が畑、167㎡の部分でござ
いいますが、これはですね、令和元年の7月に非農地証明を受けた右側の土地とな
ります。この土地の家側の残りの1筆を、今回、オレンジのところですね、4ページで
いうと、そこを、非農地として申請したいというものです。
本来ならば、一緒に申請したらよかったんですが、申請抜かりがあったというこ
とで、改めて5月の審議に上がった分でございます。
内容でございます。平成元年4月から始まった、県道工事の道路用地として買
収された残地であり、残土処理場として埋め立てしたため、工事終了後は駐車場
や資材置き場として活用してきた。ということで、現在のような状態となっております。
池田委員と訪問しておりますので報告します。以上です。

議長
(中山会長) ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池田委員 これも、先月の4月16日に現地に事務局と現地確認しまして、去年の7月に非

農地になった続きの土地ですが、やっぱりこども、碎石等を敷いていて農地にはちょっと難しいと思いました。よろしくお願ひします。

議長
(中山会長) 以上で議案についての説明が終わりました。本件について質疑、意見のある方は挙手のうえお願ひします。

何かありませんか。

委員
ありません。

議長
(中山会長) ないようですので、これより採決に移ります。
議案第1号 非農地証明の審議について③
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

はい、挙手全員。本件は議案のとおり承認いたします。

続いて

議案第2号 の審議を行います。複数ですが一括審議を求めるものとします。
議案第2号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について①
農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について②
担当者の説明を求めます。

担当者
(出口) はい、議案書5ページ・6ページをお願ひします。
議案第2号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告①②をご説明いたします。

5ページで、貸人、借人、土地の所在、地目、面積等は記載のとおりです。

合意解約日は令和2年4月2日となっております。この①の農地については、集落営農組織が耕作する農地に挟まれており、作業効率が悪いため、集落営農組織に連坦・集約化させる方が、双方のメリットに繋がることから、高知県農業公社との契約の解除を行うものです。

続いて6ページをお願ひします。貸人、借人、土地の所在、番地、地目、面積等は記載のとおりです。こちら合意解約日は令和2年4月2日となっております。

こちらの合意解約の報告②の農地についても、同様の理由で隣接する農地を耕作する地区の農業者さんから耕作希望の申し出がありました。協議した結果、連坦化することで作業効率が向上することから、集落営農組織としても、地域の担い手育成の観点から承諾し、高知県農業公社との契約の解除を行うものです。

5ページ・6ページに、今の現況写真を添付してあります。7ページに場所の航空写真を添付してありますので、ご確認よろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

議長
(中山会長)
岡崎委員

地区担当委員より何か意見はありませんか。

はい、事務局の説明のとおりですけど、私も、ふぁー夢宗呂川の組合員として、一つ意見ですけど、宗呂上で耕作をしようとした農家がありまして、その人の田んぼがこの今出ております、〇〇君と〇〇さんの近くに土地がありまして、その分と交換という形で、連坦化するような形で、今回三者協議をして解約し、次の審議でありますけど、作ってもらうような形になりました。

この2人は、40代で若い担い手への方でありまして、ぜひ、本人が作りたいということで、そういう人を優先的といいますか、お願いすることになりました。

よろしく申し上げます。

議長
(中山会長)

報告ですので、次に進みたいと思います。

議案第3号 の審議を行います。複数ですが一括審議を求めるものとします。

議案第3号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取について①

農用地利用配分計画(案)についての意見聴取について②

担当者の説明を求めます。

担当者
(出口)

はい、議案書8ページをお願いいたします。

議案第3号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取①について、ご説明いたします。

対象の農地としましては、議案第2号 6ページで利用権の合意解約の報告について、報告を行った農地2筆になります。全体として、借受人が耕作を行う面積7,048㎡のうち、今回中間管理機構を通して利用権を設定する面積が1,170㎡となっております。

8ページの配分計画(案) 真ん中より右側、左の農用地等の借受見込みの設定する権利の期間については、今回の配分計画(案)を農業公社に送付してから、知事の告示があってから、機構が借りている残りの期間となっているため、空欄としております。終期につきましては、令和7年12月9日までとなっております。

9ページをお願いします。

9ページに、借受選定理由書を付けさせていただいております。市内で中間管理事業を通じて、農地集積を進めたいという方の一覧を載せてます。この中で1の基本事項への適合から検討して、○が一番多い方を優先事項として配分したということになっております。

続いて、議案書10ページをお願いします。

議案第3号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取②について、ご説明いたします。

対象の農地としましては、議案第2号 5ページで利用権の合意解約の報告①について、報告を行った農地1筆になります。

全体として、借受人、農事組合法人ふぁー夢宗呂川さんが耕作を行う面積が、203,593㎡のうち、今回、中間管理機構を通じて利用権を設定する面積が、今会の800㎡を含めて、53,796㎡となっております。

10ページの、こちらもですね、同じようにですね、終期については、農業公社が借受している、令和8年8月9日までとなっております。始期については、先程の説明と同様となっております。

11ページをお願いいたします。

11ページに、借受選定理由書を付けさせていただいております。説明は先程と同じですので省かせていただきます。この中で1の基本事項への適合から検討して、○が一番多い方を優先事項として配分したいということになっております。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長
(中山会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

岡崎委員

はい、事務局の説明のとおりです。先ほども説明しましたがけれども、地域の若い方が作るということと、ふぁー夢宗呂川が連坦化することで、三者で合意しましたので、審議のほどよろしくをお願いしたいと思います。

議長
(中山会長)

誰か意見ありませんか。

横山委員

このような集約化をどんどん進める中で、作業性も良くなるし、全然どうこう言うことはありません。

議長
(中山会長)

他に何か意見はありませんか。

ないですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

はい、挙手全員。議案のとおり承認いたします。

それでは次に移ります。

議案第4号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について
担当者の説明を求めます。

事務局
(岡田)

はい、議案書の12ページをご覧ください。

申請人は記載のとおりでございます。担当の横山委員と対応してまいりました。土地の表示でございます。下ノ加江となっておりますが、13ページをご覧ください。

地図を見ながら説明したいと思います。小方から市野々に向かう道の山側になる土地ですが、その、みかん畑と栗畑に挟まれた、耕作が行われていない農地となっております。県道沿いですが、このような状態の土地でございます。

内容でございますが、出身が下ノ加江の方でございます、申請人が。土地の相続により取得したものであります。

家を建てたいということで、自己資金、借入等により建築を予定しているようでございます。

先ほど説明しましたが、周囲が柿、栗等の果樹が植わっている農地でございますが、地権者には同意をもらっているということです。日当たり、排水等で影響がないよう十分に注意をして建築したいということです。

議案の14ページをご覧ください。どのような家を建てるか、という図面等もありますが、進入路と駐車場と家ということで申請が上がってきております。

15ページをご覧ください。

意見書でございますが、先程説明したとおり、土地の面積441㎡を宅地にということです。

農地の区分等でございます。第2-2-1-(1)-カ-(ア)となっており、甲種・第1種・第3種のいずれにも該当しない農地でございます。

検討事項としましては、農地の区分と転用目的ですが、申請土地が甲種農地、第1種農地または第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由とありますが、適当と判断しております。周辺に3種農地を含む代替地はない。ということでございます。

2です。資力及び信用でございますが適当と認めております。自己資金による建築。残額については借入等を行うということです。通帳のコピー等で確認をしておりますので、大丈夫と判断しました。

4番です。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性でございますが、確実と判断いたしました。計画に無理はなく、関係機関との協議等整っているとしたものでございます。

5、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みでございます。建築確認申請準備中で確実と判断いたします。

農地以外への土地の利用見込みでございます。宅地として利用するというもので確実と判断いたしました。

計画面積の妥当性です。公図、その他の資料により申請面積は妥当ということであることから、適当と判断いたしました。

9番です。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無でございますが、周辺農地の所有者の同意もあり、支障はないと判断いたしました。

10番です。一時転用である場合にはその妥当性ですが、一時転用ではないため適当と判断いたしました。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長
(中山会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

横山委員

先月、4月に岡田君と現地の確認を行いました。まあ、13ページの写真にもあるように、もう、ほとんど世話はされていません。先々代の時、おじいちゃん、おばあちゃんが元気な時は、みかんとか柿とかを結構世話しておりましたが、お母さんの時代になってからは世話してなくて、写真のような状態になっております。

まあ、それと、隣が結構世話をされていますが、隣地の地権者にも同意をもらっているということで、農地から除外しても良いんじゃないかという判断をしました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長
(中山会長)

以上で議案についての説明が終わりました。本件について質疑、意見のある方は挙手のうえお願いします。

何か意見のある方おりませんか。

山本委員

まあ、結構荒れてますし、家を建てると陰になる心配がありましたが、隣の人がかまわないということなら、問題ないと思います。

議長
(中山会長)

他に何かありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第4号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

はい、挙手全員。よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは次に

議案第5号 その他の件について
担当者の説明を求めます。

事務局
(岡田)

はい、16ページをご覧ください。その他の件、①から④となっておりますが、若干、事務局からの説明を含めて⑤までであるということをお願いします。

17ページをご覧ください。まず、非農地証明の報告でございます。

申請人は記載のとおりでございます。所在地も記載のとおり、面積665㎡でございます。平成元年度からの区画整理により、畑から宅地に造成された、この上の、清水ヶ丘の分の非農地証明が上がってきましたので、報告させていただきます。これが一点でございます。

えー、②です。新型コロナウイルスによる、各種会合の中止等について、ご説明いたします。

まず、高知市で行われる各種会合、出席しての会合が、なかなかできにくくなっておりまして、11市を含め、高知市での会がなかなか、会長の出席も取り止めとなっております。それと、中国四国の農業委員会の研修会も、なくなっているような状態ですので、今後も、もろもろの会が、なくなるとか、縮小とか、延期とかという形になりますので、その都度、報告させてください。

あと、③でございます。すみません、18ページをご覧ください。

小学生が、下川口小学校の、カラーピーマン作りでございます。土づくりの写真も添付しましたが、30日と1日で、事務局の方で土づくりを行いました。

本来であれば、小学生と一緒にやる予定でしたが、コロナの関係で学校の再開が延期されてますので、農業委員会だけでの対応となっております。今後の対応でございしますが、今日、農業委員会定例総会後、苗が届くような段取りで、事務局が取りに行くことになっております。

8日に畝づくり、植付としてますが、現時点で学校再開が週明けの11日の可能性がありますので、ちょっと状況を見定めて、できれば子供たちに植付をさせたいので、マルチはり植付をおこないたいと思いますが、何分、委員さんも忙しいと思いますので、参加できる委員さんで調整しながらやっていく、という形を取りたいと思っております。

収穫の際あたりに全員そろって写真が撮れたらなど、いうつもりでおりますが、何分コロナで調整が難しい時期でございしますので、少人数で、声をかけて参加していただける方で対応、という形でやりたいですが、皆さん意見があったら後で聞かせていただきたいと思っております。これが3点目。

4点目の次回開催日は会長にお任せするとして、もう一つ、書くのを忘れていましたが、4月の定例総会で、「目標及びその達成に向けた活動計画」という部分を審議させていただきましたが、ご意見等がそのままございませんでしたので、HPの方で掲載を現在しておりまして、30日掲載した後に、来月の委員会で承認をもらってますので、県の方に報告する、という形を取りたいと思っておりますが、そういう流れになっておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長
(中山会長)

5月11日の件は、事務局の方で連絡を取って調整してください。お願いします。

④で、次回開催日について

次回開催日は、令和2年6月5日(金)午前10時から
会場は、土佐清水市役所 第一会議室にて行います。

その他の件について

その他、審議が必要なことはありませんか。意見のある方。
こうしてもらいたいとか、こうした方が良くとか意見のある方。

事務局長

事務局から良いですか。

コロナの関係で、冒頭、会長からも説明のあったとおり、必要最小限の人数で、今回農業委員会を開催させていただきました。推進委員さんにも、図らないかん、周知せないかんような内容もありますので、その辺り今後どのようにしていったら良いのか、というのをこの場でいろいろ議論したいと思いますが、よろしくお願いします。

議長
(中山会長)

事務局長からの話がありました。なんか、良い方法で通知するゆうような案がありましたらお願いします。

事務局
(岡田)

はい、事務局から、現在の流れでございます。毎月20日に議案締め切りを行っておりまして、翌月の早い段階で5日から10日ぐらいまでの間に、農業委員会を開催する運びとなっております。できるだけ、そのう、申請があがったらすぐに、委員さんと現場を回ってるんですけど、20日に締めんと、ぎりぎりの駆け込みがあるので、どうしても議案を整えるのに大体1週間、5日ぐらいから1週間ぐらいはかかっているような状態です。そこから発送してですね、手元に届くのがどうしても月末という、スケジュールが今の状態で、そこから、まあ、意見聴取するような形になると思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

山本委員

ちょっと難しいかもしれませんがですけど、高知大学とか高知高専とかは、ウェブで授業を始めて、高知大学は始めちようがですけど、高専の方も9月ぐらいまでするらしくて、そういうような感じで、ちよつこう、携帯とかを使ってというのは、どうでしょうかね。

議長
(中山会長)

もっと、具体的にこう……。

事務局長

テレビ会議みたいな感じ。

議長
(中山会長)

皆そこまでは、ようせんのやないろうか。

事務局が議案を送付した時に、別用紙を入れておいて意見がある方は、地区担当委員か、担当の推進委員の方が出席しますので、そこへ意見のある方は連絡してもらおうようにしてやれば、口頭でいくけん割と早う連絡付くがやないろうか。

例えば、今回であれば、池田委員と横山委員が参加しますが、出席の推進委員か、農場委員の誰かに連絡して、僕はこう思う。とか、こういう意見を持ちよう。とか連絡取ってする方が、一番スムーズにいくがないうろうか。

そんげえ事務局も時間も取らんろうし。

横山委員

僕も、そう思う。もう、どっちにしたち議案書の発送、議案書が着いてから、定例会の日までの時間が4, 5日ぐらいあるけど、その中で、意見のある方、どう思いますかというなかで、文書出したりなんだりしよつたら時間かかるけんよ、口頭

でもえいと思う。やっぱり、皆さんと一緒に意見交換することが一番大事なことやと思うけん。そこら辺りの…、普段の会のように皆さんに参加してもらうには、そうすることが大事なことやないろうかと思ひます。

それから、他の市町村のそういうことは、把握してないですか。

事務局
(岡田)

はい事務局から、実はですね、市町村間でどうやってやったら良いろうかと、電話で連絡を取合ひまして、このやり方も、農業会議を含め、宿毛市とか室戸まで、かけたがですけど、要は開催の仕方、判断あぐねています。

ただ必要最小限の会という部分で、今日やっているような状態です。

参加者を狭めて、換気を良くして、消毒、マスクをしてやるという、やらんと議案がたまってしまいますので、ということでした。ただ、意見の調整については、横山委員が言われたように、そこまで具体的な踏み込みはなかったもので、来月に向けて参考にして、対応したいと、また、各所と意見交換しながらやりたいと思ひます。ただ、6月の開催をどうするかも、ちょっと目安…。

議長
(中山会長)

6月はまだ未定やけん、月末の議案送付する辺りで判断する。解除になったら、全員参加する。そういうがで行ったらどうやろうかね。

事務局
(岡田)

解除になっても、密を避けるとかなんか、条件が付いてくると思うがですが、そこは様子見ながらで。

議長
(中山会長)

なんか、ええ案ないですか。

委員

会長の意見に賛成です。

事務局
(岡田)

解除になったら全員参加です。

議長
(中山会長)

清水は今の所でちょらんけんど、要注意は要注意でせん。

事務局長

次回は、そうしたら委員さんにも、そういった出席を求めん委員については、地区の出席できる委員さんに伝えてもらう。ということで良いですか。

議長
(中山会長)

それでえいがじゃないですか。時間もそんげえ取らんし、口頭でも、電話でも言うてもろうたら、地区担当委員でも、農業委員でも、その人の意見を代わりに述べてもらうようにして。

事務局長

この状態が続いた場合は、そういうような形でですが、仮に、5月末までに緊急事態宣言が解除になったら、6月は全員参加でという形をかまいませんか。事務局はそのような段取りで。

事務局
(岡田)
議長
(中山会長)

では、議案と一緒に送る形を取らせていただきます。

他に何かありませんか。

ないようでしたら、これで5月定例総会を閉会します。